議案第60号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年12月17日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

期末手当の支給月数の割合の平準化及び町長、副町長及び教育長の給料月額を引き続き減額するため、本条例に必要な改正をするために提案する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和32年二宮町条例第60号の1)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては100分の212.5」を「100分の205」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(給料月額の特例措置)

- 11 平成31年1月1日に町長である者に係る平成31年1月から3月までの間に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の30に相当する額を減じた額とする。
- 12 平成31年1月1日に副町長である者に係る平成31年1月から3月までの間に支給する 給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100 分の30に相当する額を減じた額とする。
- 13 平成31年1月1日に教育長である者に係る平成31年1月から3月までの間に支給する 給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100 分の30に相当する額を減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表	
改正後	改正前
(期末手当) 第3条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第3条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の 197.5、12月に支給する場合においては100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) 3・4 (略)
附 則 1~10 (略) (給料月額の特例措置) 11 平成31年1月1日に町長である者に係る平成31年1月から3月までの間に支給する 給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、 100分の30に相当する額を減じた額とする。 12 平成31年1月1日に副町長である者に係る平成31年1月から3月までの間に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、 100分の30に相当する額を減じた額とする。 13 平成31年1月1日に教育長である者に係る平成31年1月から3月までの間に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、 100分の30に相当する額を減じた額とする。	附 則 1~10 (略)